家庭基礎 / 消費者として自立する

月　　　　日　　　　曜　　　限　　氏名

第１章　消費行動を考える

１　主体的な消費行動と契約

２．「買う」ことは契約

➊契約とは

＜約束と契約の違い＞

|  |  |
| --- | --- |
| 約束 | 当事者間の決め事 |
| 契約 | 法的に守られた約束　→　約束を破れば罪になる |

☆次の①～④の行為は契約といえる？いえない？

① マンガ本を買う　（　いえる　・　いえない　）

② コインロッカーに荷物を預ける　（　いえる　・　いえない　）

③ コンビニでアルバイトする　（　いえる　・　いえない　）

④ 電車に乗る　（　いえる　・　いえない　）

＜契約とは＞

商品を「売りたい」「買いたい」というような二つの意思表示がぴったり合うことに

より、法律上の責任が生じる関係

＜契約の種類＞

|  |  |
| --- | --- |
| ①売買契約 | 一方当事者が相手方に財産を移転することを約束し、その相手方がこれに対する代金を支払うことを約束する契約 |
| ②賃貸借契約 | 一方当事者が相手方にある物を使用させたり収益させたりすることを約束して、相手方はその物を使用したり収益したりすることに対して賃料を支払うことを約束する契約 |
| ③雇用契約 | 一方当事者が相手方に対して労働に従事することを約束し、相手方がその労働に対して報酬を与えることを約束する契約 |
| ④旅客運送契約 | 運送人が旅客を運送することを約し、相手方がその対価として運送賃を支払うことを約束する契約 |

つまり・・・

契約は、私たちの日常生活の基礎をなす重要な、⑤（　法律行為　）なのです。

☆ 契約が成立したのはいつ？

お店に行ってパソコンを買うことにしました。このとき契約が成立したのは、原則としていつの時点？

　① 口頭で「買う」と言い、それにお店の人が応じたとき

　② 契約書を作り印鑑を押したとき

　③ 代金を支払ったとき

　④ 商品を受け取ったとき

＜契約の成立＞

　・お互いの意思表示が合致することにより成立

　　　→　口頭で成立するのが原則

　・契約書を作り印鑑を押すのは、証拠として残しておくため

＜契約の際発生する債権（権利）・債務（義務）＞

③店の債務（義務）

お客さんに品物を引き渡たす

①客の債務（義務）

買った品物の代金を支払う

[](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/illustration/img/2-19.jpg)

④店の債権（権利）

お客さんから品物の代金をもらう

②客の債権（権利）

買った品物を受け取る

もし・・・

消費者が買った品物の代金を支払わない、また店員が品物をお客さんに渡さないなど

当事者が債権（債務）を実現しようとしない場合、その相手方は、国家権力（裁判所）の

助けを得て、債権（債務）の実現をはかることができるようになっています。

☆契約を取りやめることはできる？

さて、パソコンを買ったもののうまく使いこなせません。別のお店でもっとよさそうなパソコンを見つけ、そちらがほしくなりました。法律的にパソコンは返品できる？

　① 自由に返品できる

　② ８日以内なら返品できる

　③ 返品はできないが、他のものと交換してもらえる

　④ 返品するには販売店の同意が必要である

＜契約の拘束力＞

当事者の一方が勝手に契約内容を変更したり、取りやめることはできない。

（家庭基礎 / 消費者として自立する / ワークシート１）

契約書を作ってみよう

Ａさん（25 歳）は、1５万円もする電動アシスト自転車を購入した。その直後、突然会社から１年間の海外出張を命じられた。

ところが、その電動アシスト自転車を持っていくことは難しい。しかし、家に置いたままにするのももったいないので、Ａさんは誰かに１年間貸して、賃料をもらいたいと考えた。

一方、Ａさんの友人のＢさん（26 歳）は、子どもの保育園への送り迎えをするために同じような電動アシスト自転車を購入したい気持ちを持っていたのだが、お金が足りなかった。また、もう少し待てば、さらに高性能になり価格も下がるという情報がＢさんの耳に入っていた。そこで、Ｂさんは、Ａさんから１年間電動アシスト自転車を賃料を払って借りておいて、１年後にもっと高性能で安い電動アシスト自転車を買えればいいなあと考えた。

このようなことから、１ヶ月2000 円で１年間（平成27年4月1日から平成２８年3月31日）、Ａさんの電動アシスト自転車をＢさんが借りるということで、うまく話がまとまった。

* [拡大する](http://www.yamaha-motor.co.jp/pas/lineup/raffini-l/img/img01_l.jpg)

電動アシスト自転車とは？

電動モーターにより人力の補助を行うことで楽に走行できる自転車。そのため重い荷物も坂道も、軽い力で楽に乗れる

Ａさん、Ｂさんは「契約自由の原則」に基づき契約を結ぼうとしています。

|  |  |
| --- | --- |
| 契約自由の原則 | 個人の契約関係は、契約当事者の自由な意思によって決定される |

＜例＞

・契約をするかしないかは当事者の自由意志で決められる ＝ ①（　締結自由　　）の原則

・どんな相手と契約するかは当事者の自由 ＝ ②（　相手方自由　）の原則

・契約内容をどんなものにするかは当事者の自由 ＝ ③（　　内容自由　　）の原則

・契約の方法をどんなものにするかは当事者の自由 ＝ ④（　方法自由　　　）の原則

契約は、口約束でも立派に成立しますが、後でトラブルを引き起こさないためにも、

ＡさんとＢさんは契約書を作ることにしました。

ＡさんとＢさんとの貸し借り貸についての契約書を作ってみよう

1.Ａさん役とＢさん役を決める

Ａさん　氏名（　　　　　　　　　　　）

Ｂさん　氏名（　　　　　　　　　　　）

２．契約書をつくるうえでのポイント

(1)契約書の基本は①（　　誰が　　）②（　誰に対して　）③（　　何を　　）

④（　　いつ　　）⑤（　　どこで　　）⑥（　どのようにして　）⑦（　どうする　　）をはっきりと書くこと。

(2) 契約条項を書く際には「誰が」という⑧（　　主語　　）を絶対に忘れない。

　　→　主語がないとトラブルになったときにその契約における権利・義務が誰のものなのか分からなくなるから。

(3) 電動アシスト自転車の引渡しから返却にいたる過程において、起こりうるさまざまな事態を想定して、契約書の内容を考えること

→　将来問題となるようなあいまいな部分を極力なくすこと

３．契約書に書かなければならない内容を箇条書きにして書き出してみよう。（５分）

|  |
| --- |
| [10.大人](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/illustration/img/1-10.jpg)  もし、毎月の支払いが  遅れた場合、  どうしたらいいかな？ |

（家庭基礎 / 消費者として自立する / ワークシート２）

電動アシスト自転車賃貸借契約書

ＡさんとＢさんは、次のとおり契約する。

第1 条　→　第１条は、誰と誰がどんな内容の契約をするのかを書く。

①（　　　　　　）は、②（　　　　　　）から③（　　　　　　　　　）を次条以下の条件で借り受ける。

※ 第２条以下からの契約書の書き方については、その内容の具体的条件等を書く

第2 条　→　誰が誰に対して、いつ、どこで、どのように電動アシスト自転車をどのような状態で引き渡すのかについて書く。

第3 条　→　電動アシスト自転車が壊れた場合どうするのかについて書く。

・誰が電動アシスト自転車の修理費などを負担するのか？

　　　　　 ・不可抗力で電動アシスト自転車が壊れた場合や災害などに見舞われ電動アシスト自転車が壊れた場合はどうするのか？

第4 条　→　賃料の支払い期間について書く。

第5 条　→　お金（賃料）の支払い方法や支払いが遅れた場合について書く。

第6 条　→　自転車を借りた人が、勝手に第三者（友人）などに貸してもいいのか？

第7 条　→　賃料を支払わない、自転車を壊されたり、貸主（Ａさん）が不利にならないようにするためにはどうしたらいいだろう？

第8 条　→　賃貸借期間が終了したら、誰が誰に対して、いつ、どこで、どのように電動アシスト自転車をどのような状態で引き取るのかについて書く。

第9 条　→

第10 条　→

第11 条　→

以上のとおり契約が成立したので、本契約書2 通を作成し、各自署名押印のうえ、

各1 通を所持する。

年 　　月 　　日　　　賃貸人（Ａさん）

氏名

賃借人（Ｂさん）

氏名

（家庭基礎 / 消費者として自立する /）

書き方例

電動アシスト自転車賃貸借契約書

人Ａを甲とし、人Ｂを乙とする。

甲と乙は、次のとおり契約する。→　主語は契約書の中では、「甲」、「乙」のような略語を使う。

第1 条

（契約の趣旨）

乙は、甲から別紙記載の物件（以下、自転車という）を次条以下の条件で借り受ける。

　　　　※別紙には、自転車の型式とか製品番号、引渡す日や場所、賃貸借期間、

損害賠償額、さらに振込先口座などを具体的に書く。

第2 条

（引渡し）

①甲は、別紙記載の引渡し日に、別紙記載の引渡し場所において、乙が自転車を使用できる状態に調整した上で、自転車を引渡すものとする。

②乙は、搬入された自転車について直ちに乙の費用で検査を行い、瑕疵がないことを確認し、甲持参の受領書に署名捺印の上、自転車を引取るものとする。

　　　　※瑕疵（かし）・・あるべき品質や性能が欠如していること。欠陥。

第3 条

（自転車の損傷）

①乙は、自転車を善良な管理者の注意をもって使用するものとし、自転車に損傷が生じたときは、天災地変、戦争その他不可抗力の場合を除き、乙の負担で修繕することとする。

②修繕不能である場合には、乙は別紙記載の損害賠償額を甲に支払うものとする。

　　　　※善良な管理者の注意・・行為者の職業や地位に応じて期待される注意のこと。

この場合の「善良」とは、いい人という意味ではない。

第4 条

（期間）

賃貸借期間は、別紙記載のとおりとする。

第5 条

（賃料の支払い）

①乙は甲に別紙記載の方法で1 ヶ月2000 円の賃料を支払うものとする。

②遅延損害金は別紙記載の通りとする。

　　　　※この条文の②は、賃料の振込みが遅れたときに備えている。

第6 条

（装置の所有権侵害行為の禁止）

①乙は、自転車を第三者に譲渡したり、担保に差し入れたり、その他甲の所有権を侵害するような行為をしてはならない。

②甲は、装置に甲の所有権を明示する標識を貼ることができ、乙はこれをその状態に維持しなければならない。

第7 条

（契約解除）

乙について下記の各号のいずれかの事情が生じたときは、甲は、催告を要しないで、この契約を解除することができるものとする。

１ 賃料の支払いが遅延したとき

２ 自転車を毀損しその他必要な保存行為をしなかったとき

※催告（さいこく）・・相手方に一定の行為を要求すること。

第8 条

（引取り）

賃貸借期間満了のときは、１ヶ月以内に、甲は、別紙記載の引渡し場所において自転車を引取るものとする。

（報告・点検調査）

①乙は、甲の要求があったときは、自転車の状況を書面により甲に報告しなければならない。

②甲又は甲の指定する者が、自転車の状況を点検調査することを求めたときは、乙は速やかにこれに応じなければならない。

第9 条

第10 条

（瑕疵担保責任）

甲は、自転車の瑕疵による責任は一切負わないものとする。

第11 条

（合意管轄）

甲及び乙は、この契約の内容に関する訴訟については、別紙記載の裁判所が専属的に管轄を持つことに合意する。

※このような契約で紛争が生じると、どこで裁判をするかをめぐっても争いが生じることがある。この条文は紛争を早く解決するための予防的配慮の一つ。

家庭基礎 / 消費者として自立する / ワークシート３）

月　　　　日　　　　曜　　　限　　氏名

振　り　返　り　シ　ー　ト

１．契約書を作ってみて難しかったことは何だろう。あなたの考えをまとめよう。

（２行以上書こう）

２．契約書を作るうえで、大切なことは何だろう。あなたの考えをまとめよう。

（２行以上書こう）

３．以下の項目について自己評価をしよう。

|  |  |
| --- | --- |
| 評　価　項　目 | Ａ よくできた  Ｂ まあまあできた  Ｃ あまりできなかった |
| ＡさんＢさん双方が納得のいく契約書を作ることができた。 | Ａ　　　　Ｂ　　　　Ｃ |
| 将来起こりうるさまざまな事態を想定し契約書を作ることができた。 | Ａ　　　　Ｂ　　　　Ｃ |
| 積極的に活動することができた。 | Ａ　　　　Ｂ　　　　Ｃ |
| 契約書を作る必要性について理解することができた。 | Ａ　　　　Ｂ　　　　Ｃ |

４．授業を通して、理解したことや感じたことをまとめよう。（２行以上書こう）